

◎新潟県告示第1699号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成26年11月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社進栄エンジニアリング  
石山 靖
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区善光寺944-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第41775号
- 5 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成26年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年11月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社廣瀬  
廣瀬 徳男
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区善久823
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第42600号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年11月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社渡辺建設  
渡辺 甚一郎
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市西山町新保字島田118
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第19150号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年11月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年12月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
さくら建設  
古川 茂夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市北本町3-9-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第39419号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年12月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社啓友工業

川上 諭

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区濁川4025

4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第39417号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年12月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

かさはら板金

笠原 秀雄

3 主たる営業所の所在地

燕市吉田西太田376-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第44546号

5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年11月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。